



島根県報

平成16年9月7日(火)

第1605号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目次

告示

原子力防災訓練記録ビデオ作成業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱	(消防防災課)	1
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(障害者福祉課)	10
保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)	10
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅	(水産課)	10
道路の供用開始	(道路維持課)	10
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路の整備の完了	(道路維持課)	11
都市計画事業の認可	(都市計画課)	11

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る縦覧	(環境生活総務課)	12
クリーニング師試験の実施	(薬事衛生課)	12
公共測量の実施(2件)	(用地対策課)	13

告 示

島根県告示第865号

原子力防災訓練記録ビデオ作成業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱を次のように定める。

平成16年9月7日

島根県知事 澄田信義

原子力防災訓練記録ビデオ作成業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、県が発注する原子力防災訓練記録ビデオ作成業務委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、その審査その他必要な事項について定めるものとする。

(入札参加資格審査の申請)

第2条 入札に参加しようとする者は、第4条に規定する入札参加資格審査を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

- (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 政令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)
- (3) 島根県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)を滞納している者
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納している者
- (5) 次条第1項の規定による申請に当たり虚偽の申請を行った者

(審査の申請手続)

第3条 前条の規定により入札参加資格を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付した入札参加資格審査申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 法人にあっては、登記簿謄本
- (2) 個人にあっては、身分に関する誓約書(様式第2号)
- (3) 営業経歴書(様式第3号)
- (4) 委任状(契約の締結に係る権限を委任する場合に限る。)
- (5) 支庁長又は総務事務所長が発行した島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)
- (6) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)
- (7) 法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類
- (8) 個人にあっては、青色申告書の写し又は資産及び負債の状況を明らかにした書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類は、総務部消防防災課へ持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により送付するものとする。

(入札参加資格審査)

第4条 入札参加資格の審査は、随時行うものとする。

2 入札参加資格審査は、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 申請日の属する事業年度の直前2年間における年間平均売上額
- (2) 申請日の直前決算における自己資本の額
- (3) 申請日の前日における事業に従事する職員の数
- (4) 申請日の前日までの営業年数
- (5) 申請日の属する事業年度の前年度の流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)

(入札参加資格の認定)

第5条 知事は、前条の審査に基づき入札参加資格を認定するものとする。

2 知事は、前項の規定により認定したときは、入札参加資格者名簿に登録するものとする。

(資格審査結果の通知)

第6条 知事は、入札参加資格の審査結果を入札参加資格結果通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第7条 第5条第1項の規定により入札参加資格を認定された者(以下「入札参加資格者」という。)の入札参加資格の有効期間は、当該認定を受けた日から認定を受けた日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

(変更届)

第8条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに入札参加資格審査申請書記載事項変更届(様式第5号)により知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- (3) 主たる営業所の名称及び所在地並びにその代表者
- (4) 第3条第1項第4号に掲げる委任状の記載事項

(認定の取消し)

第9条 知事は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 第2条第2項各号のいずれかに該当したとき。

(2) 虚偽の申請により第5条第1項の認定を受けたことが判明したとき。

(3) 営業を休止し、又は廃止したとき。

(資格の取消しの通知)

第10条 知事は、前条の規定により認定を取り消したときは、入札参加資格取消通知書(様式第6号)により、その者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成16年9月7日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

入札参加資格審査申請書

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

(個人にあつては、住所及び氏名)

島根県で発注される原子力防災訓練記録ビデオ作成業務委託契約に係る入札に参加したいので、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

誓 約 書

私は、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏 名

印

様式第3号(第3条関係)

営 業 経 歴 書

商号又は名称 _____ 年 月 日現在
(個人にあっては氏名)

営 業 所 等	名 称	所 在 地	電 話 番 号

直前3年の決算		年 月 千円	年 月 千円	年 月 千円
	決 算 期 資 産 総 額 負 債 総 額 自 己 資 本 売 上 高 経 常 利 益			

従 業 員 数	技術関係 従 業 員	人	事務関係 従 業 員	人	計	人
---------	---------------	---	---------------	---	---	---

営 業 年 数	営 業 開 始 年 月	営 業 年 数	現 組 織 へ の 変 更	組 織 変 更 後 年 数
	年 月	年 月	年 月	年 月

主 な 業 務 実 績 (直前2年間)	契 約 相 手 の 名 称	業 務 名	契 約 金 額 (円)	契 約 期 間

様式第 4 号 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

島根県知事

印

入札参加資格審査結果通知書

先に提出された入札参加資格申請書を審査した結果、
資格がある 資格がない ものと認定したので通知します。

記

- 1 業務委託名
- 2 登録番号 第 号
- 3 登録有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

様式第 5 号 (第 8 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印
(個人にあつては、住所及び氏名)

入札参加資格審査申請書記載事項変更届

年 月 日付けをもって提出した入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項について、下記のとおり変更したので届け出ます。

なお、この変更届の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業務委託名
- 2 登録番号 第 号
- 3 変更年月日 年 月 日
- 4 変更事項 変更前
変更後

備考 変更事項の内容に対する証明書類を添付すること。

様式第 6 号 (第10条関係)

第 号
年 月 日

様

島根県知事

印

入札参加資格取消通知書

年 月 日付けで認定した入札参加資格については、下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

- 1 業務委託名
- 2 登録番号 第 号
- 3 理 由

島根県告示第866号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第17条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成16年9月7日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 よろこぼう屋	居宅介護	よろこぼう屋ヘルパース	江津市和木町660 - 2	平成16年8月30日

島根県告示第867号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年9月7日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字八幡原字川南大タズ929 - 6

2 指定の目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第868号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成12年島根県告示第694号による保険に付すべき義務は、平成16年9月7日限り消滅したので、同条第2項及び同法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成16年9月7日

島根県知事 澄 田 信 義

美保関町加入区

島根県告示第869号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の

縦覧に供する。

平成16年 9 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
県道	出雲平田線	平田市西代町253番2地先から同町303番1地先まで	メートル 313.00	平成16年 9月7日	出雲土木建築事務所	
"	十六島直江停車場線	平田市西代町298番1地先から同町303番1地先まで	111.00	"		

島根県告示第870号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づき基幹道路の整備を次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定に基づき告示する。

平成16年 9 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類及び路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
町道 都加賀民谷線	飯石郡頓原町大字都加賀916番2地先から同地先まで	拡 幅	平成16年 8 月20日
村道 都加賀民谷線	飯石郡吉田村大字民谷960番1地先から同大字960番11地先まで	"	"
"	飯石郡吉田村大字民谷987番7地先から同大字987番25地先まで	"	"

島根県告示第871号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 9 月 7 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

西郷町

2 都市計画事業の種類及び名称

西郷都市計画公園事業

3・3・1号 寺の前公園

3 事業施行期間

平成16年 9 月 7 日から

平成20年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

隠岐郡西郷町大字原田字奥の原及び寺中地内

(2) 使用の部分
なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成16年 9月 7日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年 8月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アロマセラピーセンターTake Off

3 代表者の氏名

伊藤範子

4 主たる事務所の所在地

松江市西津田六丁目 8番13号

5 定款に記載された目的

この法人は、人々に対してアロマセラピーの正しい知識と正確な技術を学ぶ機会を提供する事業を行い、また福祉や医療、教育等の場において、アロマセラピーによるケアを必要とする人々に対してボランティア活動を行うことによって、アロマセラピーの普及を図り、全ての人が心身ともに健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成16年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成16年 9月 7日

島根県知事 澄 田 信 義

1 試験日時

学科試験 平成16年11月 5日（金）午前10時30分から12時まで
（午前10時から受付開始）

実地試験 平成16年11月 5日（金）午後 1時から 5時まで

2 試験場所

学科試験 大田市長久町長久八7-1 大田集合庁舎

実地試験 大田市久手町刺鹿329-4 (株)富士ドライ

3 試験の内容

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗たく物の処理に関する知識

(2) 実地試験

- ア 薬品の鑑別
- イ 繊維の鑑別
- ウ しみぬき
- エ ワイシャツのアイロン仕上げ

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者を含む。）

5 受験手数料

8,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。
この収入証紙には、消印しないこと。
なお、納付された受験手数料は返還しない。

6 受験願書等の受付期間

平成16年 9 月14日（火）から同年10月 1 日（金）まで
なお、郵送の場合は、平成16年10月 1 日までの消印のあるものに限り受け付ける。

7 受験願書等の提出先

住所地を管轄する隠岐支庁（保健所）又は健康福祉センター（保健所）へ提出すること。
なお、県外居住者は、島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-0887 松江市殿町128番地）へ提出すること。

8 提出書類

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書（所定用紙）
- (3) 写真（出願前 6 月以内に撮影した正面上半身、脱帽の手札型とし、裏面に氏名及び生年月日を記入したもの。）
- (4) 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書又は卒業証書の写し。ただし、卒業証書の写しを使用する場合は、保健所において確認証明を受けたもの。）
- (5) 戸籍謄（抄）本（現在の氏名と(4)の証明書類の氏名とが異なる場合のみ）

9 受験票の送付

受験票は、試験日の 1 週間前までに直接本人に送付する。

10 合格者の発表

平成16年12月 3 日（金）に県報に受験番号を公告するとともに島根県庁前の掲示板、隠岐支庁（保健所）及び各健康福祉センター（保健所）に掲示して行うほか、合格者には合格証を交付する。

11 その他

受験願書請求、受験手続その他試験についての問い合わせは、隠岐支庁（保健所）、各健康福祉センター（保健所）又は島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（〒690-0887 松江市殿町128番地 電話（0852-22-5259））にすること。

なお、郵便により願書を請求する場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

土交通大臣から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成16年9月7日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

公共測量（街区基準点測量及び街区点測量）

2 作業期間

平成16年9月1日から平成17年3月31日まで

3 作業地域

松江市

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田土木建築事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成16年9月7日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

2 作業期間

平成16年9月1日から平成17年1月4日まで

3 作業地域

益田市西部～美濃郡匹見町東部地域